

マルチメディア時代における
「テキスタイルデザインの知的所有権」
特別委員会研究会「関西」開催

11月17日京都市国際交流会館において、門脇英純氏、喜多川進悟氏の2人のゲストをお招きして、T.D.A.特別委員会の「研究会」テーマ「マルチメディア時代における「テキスタイルデザインの知的所有権」を開催いたしました。定員(25名)オーバーの29名の参加を得て、今までにない盛り上がり、活発な意見交換が行われました。以下、その概要を報告します。

マルチメディアに「の」か「その」か——門脇英純氏

■現代社会では、情報が氾濫し、マルチメディアという言葉、イメージのみが先行してしまう傾向がある。すべての情報のやりとりが、インタラクティブ(有益)な関係であれば問題はないが、間違った情報の操作でトラブルも発生している。トラブルの要因のひとつには、コンピューターにおける、文字、映像のみの「心」のかよわない情報によって起きる……。

■マルチメディアは、新しいメディア、パーソナルコミュニケーションといわれる。古いメディアは、マスメディア。(企業からの一方通行の情報、必要のない情報もワンウェイで流される。)マルチメディアは、自分のほしい情報を、必要なときに、リアルタイムに選択できる。さらに、個人の情報が発信できる。その情報には国境がいらぬ。古いワンウェイの時代から新しいツーウェイ(双方向)の情報交流のシステムになってゆく。

■マルチメディアのビジネスの利点は都会に住んでいなくても、直接見に行けなくても、インターネットで見に行ける。いなかについて、「大阪・原宿」と同じショッピングがリアルタイムで可能になる。

■マルチメディアは、イメージをどうつくるかがポイント。イメージをビジュアルで売りこむことにメリットがある。

■1998年、国民総背番号をつける構想もある。インフラをとりあえず、つくるという目的のため……

■インターネットによる情報は、英語であるために、翻訳に膨大な時間がかかる。

■情報の恩恵にあずかれる人と、メリットを受けない人、情報の恩恵にあずかれない社会と、そうでない社会が、できうる可能性がある。その他……

盗った盗られた 知的所有権——喜多川信悟氏

■後を絶たない知的所有権トラブル

罰金が大幅に引き上げられたのにもかかわらず、知的所有権を巡るトラブルは後を絶たない。特に商標権では、偽物が一段と巧妙化し、改正法でデザインを模倣する。意匠権でも問題が表面化している。

■1994年5月1日～工業所有権を保護する特許法、意匠法、商標法などと同様に、著作権の侵害を防ぐための法律「不正競争防止法」が60年ぶりに大きく改正された。(その1部の紹介)

① 著名なブランド、マーク等の無断使用 ② 商品の形態の模倣 ③ サー

ビスに関する不当表示等

■「不正競争防止法」Q&A(新聞をもとに、実例をあげてその一部説明)

Q: 昨シーズン、大ヒットした、斬新なデザインの商品を、今シーズン、他社がコピーした場合、前者が意匠登録していなくても、法的保護は受けられますか……

Q: 他社の売れ筋を模倣、販売したら……など。

年を追うごとに増加の一途をたどる「知的所有権」(商標権・意匠権・著作権・特許権他)の侵害の件数を年度別に示してくれました。

その他、出席者からは、このたびの「テーマ」を含めて、それ以外についてもさまざまなテキスタイルデザインについての現状、要望、意見等が寄せられました。以下、その内容です。

■テキスタイルデザインは応用美術か……

■テキスタイルデザインと著作権、意匠権の関係は……

■テキスタイルデザインの意匠登録の現状は……

現状は、ほとんど各社登録していないといっている。

売れたデザインをまねるのがテキスタイルデザインの常識……

意匠登録は、法的な保護は受けない。

■テキスタイルデザイナーは使い捨て要素つよい

欧米のコピーで、成り立ってきたことが原因か……

どこもかしこも、似たデザインを描いている。

■デザイナー、メーカー、問屋の利害関係をみると、デザイナーの地位が低い。改善する努力をしたい。

■テキスタイルデザインの範囲は、どこからどこまでか……

図案も含めて、それ以外の意匠にかかわるすべて……

■テキスタイルデザインは、その仕事にたずさわる人によって視点がそれぞれ違う。私は私の視点でデザイン提案している。

■マルチメディア社会は、人間性を崩壊し、人間性を否定するようになる。

■何千年の歴史の積み重ねの中から、いろいろなデザインが創られてきた。

オリジナル(純粋)なデザインをつくることはものすごく難しいが、新しい発想で、個人差、考え方の違いを認めあって、今の時代にあわせたモノづくりがこれから必要……その他

時代の流れは、急速にマルチメディアへと移行しつつあります。その中でテキスタイルデザインの独自性を主張するための「知的所有権」は、避けて通れません。難しいさまざまな問題をとにかく「考えてみる」……時間の関係もあり、つこんだ話はできませんでしたが、貴重な手がかりが得られた「研究会」でありました。

レポート(鈴木教博)(TDA特別委員会・委員)

気楽に話せるTDAトークサロン

自己紹介を兼ねて、ザックバランな会話から始めて、テキスタイルデザインの現状、その他いろいろ、予定時間を超えて意見交換がありました。以下、その内容です。

1. コンピューターの利用について、積極的に利用しているメンバーより……

・導入から現在までの経過

・失敗例と成功例

・利用度、便利度の違い

・メーカーとデザイナーとの立場

・応用美術(デザイン)としての立場

・著作権、意匠権の問題

2. テキスタイルデザイナー又は、ソフトに対する地位、評価に対する不満、寝装、アパレルなど業界間のギャラの格差に対する疑問、さてどうすればよいのやら……

3. 現況下、トレンドを仕掛けるなど宣伝活動への要望、マスメディアへ積極的な利用を考えるべきでは……(TDAへの要望)

4. テキスタイルデザイナーの特徴を生かして、他分野業界へ参入する方法があるのでは……テキスタイルデザイナーは色彩のプロなのだから……

5. 次世代にテキスタイルデザイナーの展望はあるか……

6. 意匠権・著作権、いつ何に対して発生し、権利の範囲などの勉強が必要! 又、意匠登録制度の現状は……

7. あとをたない類似デザイン……テキスタイルデザイナーのモラル、義務とは何か。

8. 「著作権申請」あまりにも、時間とお金がかかりすぎる。

9. 企業組織とデザイナーのあり方について……

その他……

レポート(鈴木教博)(TDA特別委員会・委員)